

重 要 事 項 説 明 書
(指 定 短 期 入 所)

本重要事項説明書は、当事業所とサービス利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第76条に基づき、当施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

当事業所は短期入所事業の指定を受けています。
(島根県指定 第3210800151号)

1 施設経営法人

法人名 社会福祉法人 益田市社会福祉協議会

2 ご利用施設

事業の種類	短期入所（併設型）
指定年月日	平成18年10月1日指定 平成24年10月1日指定更新 平成30年10月1日指定更新 令和6年10月1日指定更新
施設の名称	益田市立特別養護老人ホーム「もみじの里」
施設の所在地	島根県益田市匹見町匹見イ1208番地
利用定員	8 名
電話番号	0856-56-7030
ファクシミリ番号	0856-56-7033
施設長	齋藤 美和

3 事業の目的と運営方針

目 的

障がい者が居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障がい者支援施設その他の施設へ短期間の入所を必要とする障がい者等に対し、入浴、排泄、又は食事等の介護や日常生活上の支援を提供する。

運営方針

- (1) 利用者に対してサービスの提供方法をていねいに説明するとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスを提供します。
- (2) 緊急やむを得ない場合を除いて、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為は行いません。
- (3) サービス提供にあたっては、関係法令を遵守し、他の社会資源との連携を図りより良いサービスの提供に努めます。
- (4) 提供したサービスについては、常に質の評価を行い改善を図ります。

4 サービスに係る施設・設備等の概要

(1) 施設

建 物	構 造	鉄筋コンクリート造 1階建
	敷地面積	7738.79㎡
	延べ床面積	2408.14㎡

(2) 居室・設備の概要

種 類	室 数	備 考
居 室	4室	1室の定員2名
食 堂	1室	共用
機能訓練室	1室	共用
普通浴室	1室	共用
機械浴室	1室	共用
医務室	1室	共用
静養室	1室	共用

5 職員の配置状況(主たる職員)

	指定基準	主な職員の勤務体制
施設長(兼務)	1名	介護職員 早出 7:00～16:00 早出 7:00～10:00 早出 7:30～16:30 日勤 8:30～17:30 遅出 10:00～19:00 遅出 10:30～19:30 遅出 16:30～19:30 夜勤 16:30～ 9:30
生活相談員(兼務)	常勤で1名以上 常勤換算で12名以上 (入所含む)	
介護職員(兼務)		
看護職員(兼務)	1名以上	
機能訓練指導員(兼務)	1名以上	
介護支援専門員(兼務)	1名以上	
医師(嘱託医)	必要数	
栄養士	1名以上	
事務員(兼務)	適当数	
生活援助員	適当数	

*配置職員の職務内容

- 〔 施 設 長 〕 施設の責任者としてその管理を総括します。
- 〔 生 活 相 談 員 〕 利用者の日常生活の相談・助言を行います。
- 〔 介 護 職 員 〕 利用者の日常生活上のお世話をを行います。
- 〔 看 護 職 員 〕 利用者の健康管理や療養上のお世話をを行います。
- 〔 機 能 訓 練 指 導 員 〕 利用者の日常生活における必要な機能訓練を行います。
- 〔 介 護 支 援 専 門 員 〕 利用者に係る施設サービス計画(ケアプラン)を作成します。
- 〔 嘱 託 医 師 〕 利用者の健康管理や療養上の指導を行います。
- 〔 栄 養 士 〕 利用者の健康管理を栄養面から行います。
- 〔 事 務 員 〕 施設の労務管理・経理等を行っています。
- 〔 生 活 援 助 員 〕 利用者の日常生活の援助を行います。

6 施設サービスの概要

(1) 自立支援給付サービス

○食 事

- ・栄養士のたてる献立表により、利用者の身体状況に配慮した食事を提供します。
- ・食事は、できるだけ離床して食べて頂けるよう配慮します。

(食事時間)	朝 食	7:45 から
	昼 食	12:00 から
	夕 食	18:00 から

○入 浴

- ・入浴または清拭を週 2回行います。
- ・ねたきり等で座位のとれない方は、機械浴を用いて入浴することができます。

○排 泄

- ・利用者の状況に応じて、適切な排泄介助を行います。

○機能訓練

- ・機能訓練指導員により心身の状況に適した機能訓練を行い、身体機能の低下を防ぐよう努めます。

○健康管理

- ・医師や看護職員が健康管理を行います。
- ・緊急等必要な場合は、主治医あるいは協力医療機関に責任をもって引き継ぎます。

○社会生活上の便宜

- ・施設での生活を豊かにするため、適宜レクリエーションや行事を企画します。
 敬老会 ・ おたのしみ会 ・ 散歩 等
- ・行政機関に対する手続きが必要な場合には、利用者及びご家族の状況によっては代わりに行います。

(2) 自立支援給付外サービス

種 類	内 容
理髪	理容師、美容師の出張によるサービスをご利用できます。
日常生活用品 の購入代行	利用者及びご家族が自ら購入困難な場合は、購入代行サービスをご利用いただけます。
特別な食事	利用者のご希望による食事や間食は実費負担となります。
健康管理	インフルエンザの予防接種などの費用は実費負担となります。

7 利用料

(1) サービスの利用料金は

施設利用料

	1日あたりの自己負担分
区分6	923
区分5	784
区分4	648
区分3	583

区分1・2	509
-------	-----

- ※ 上記の他、栄養士配置加算22円 常勤の管理栄養士又は栄養士を1名配置しています。
- ※ 食事提供体制加算48円 低所得者等に対して、当該指定短期入所事業所の責任において食事提供のための体制を整えている。
- ※ 送迎加算(片道)186円 介護者が何らかの理由により送迎ができない場合送迎を行います。

食 費

・基本料金 1,445円/日 (朝食:395円 昼食:525円 夕食:525円)

居住費(滞在費)

1日あたりの自己負担分	0	430円	430円	430円
-------------	---	------	------	------

* 自立支援給付の対象とならないサービス

種 類	料 金
通常地域外送迎費	1キロメートル当たり15円で算出した額
理容料金	実 費
特別食	実 費
購入代行費	実 費
複写費	実 費
クリーニング代	実 費

- ・提供するサービスの料金とその利用者負担額について
提供するサービスについて、厚生労働省の告示の単価による利用料が発生します。利用者の方には、所得区分ごとの負担上限額に応じて、原則として利用料の1割を利用者負担として負担していただくことになります。
- ・世帯の所得に応じて4区分の月額上限額が設定されます。

* 利用料金のお支払い方法

料金、費用は1ヶ月ごとに計算し、ご請求します。お支払いは、JA又はゆうちょ銀行の預金口座より毎月25日に自動引き落としとなります。

* 利用の中止、変更、追加

- ・利用予定期間の前に、利用者の都合により、短期入所サービスの利用を中止または変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者へ申し出て下さい。
- ・サービス利用の変更、追加の申し出に対して、ご希望の期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を提示して協議します。
- ・サービスの利用期間中でも、利用を中止することができます。その場合、すでに実施されたサービスに係る利用料金はお支払いいただきます。

8 感染症や災害への取り組みについて

(1) 感染症対策の取り組みについて

感染症の発生及びまん延等に関する取り組みのために、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練(シミュレーション)の実施等に努めます。

(2) 業務継続に向けた取り組みについて

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築

するために、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練(シミュレーション)の実施等に努めます。

8 苦情受付

(1) 当事業所の苦情受付

苦情受付担当者 生活相談員 澤村 兼吉
 苦情解決責任者 施設長 齋藤 美和
 電話番号 0856-56-7030 FAX 0856-56-7033
 また、苦情ボックスを玄関に設置しています。

(2) 行政機関その他の苦情受付機関

益田市役所 高齢者福祉課 事業者指導係	所在地 益田市常盤町1-1 電話番号 31-0218 FAX 24-0181 受付時間8時30分～17時15分(土、日、祝、12月29日～1月3日を除く)
国民健康保険団体連合会	所在地 松江市学園1丁目7-14 電話番号 0852-21-281 FAX 0852-61-9051 受付時間 8時30分～17時15分 (土、日、祝日を除く)
島根県運営適正化委員会	所在地 松江市東津田町1741-3 いきいきプラザ島根2階 電話番号 0852-32-5913 FAX 0852-32-5994 受付時間 8時30分～12時 13時～17時(土、日、祝日を除く)

(3) 第三者委員(直接苦情を申し出ることもできます。)

渡辺 隆 人権擁護委員	〒698-1212 益田市匹見町紙祖イ1069 Tel 0856-56-0349
藤谷 邦枝 元民生児童委員	〒698-1222 益田市匹見町広瀬イ146 Tel 0856-56-0091

9 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める「益田市立特別養護老人ホームもみじの里消防計画」及び「益田市立特別養護老人ホームもみじの里防災計画」により行います。			
近隣との協力関係	近隣地域住民協力者と連携し非常時の相互の応援を約束しています。			
平常時の訓練と防災設備	別途定める「益田市立特別養護老人ホームもみじの里消防計画」及び「益田市立特別養護老人ホームもみじの里防災計画」により年2回夜間及び昼間を想定した避難訓練を、利用者の方も参加して実施します。			
	設備名	個数等	設備名	個数等
	パッケージ型消防設備 I 型	6台	散水栓	あり
	自動火災報知器	10台	非常通報装置	あり
	誘導灯	17個	漏電火災報知器	あり
	ガス漏れ報知器	2個	非常用電源	あり
	防火扉・シャッター	2ヶ所	スプリンクラー	あり

カーテン・布団等は防炎性能のあるものを使用しています

短期入所[益田市立特別養護老人ホームもみじの里]
短期入所サービスの提供の開始に際し、本書面にに基づき重要事項の説明を行いました。

事業所名 益田市立特別養護老人ホームもみじの里
所在地 益田市匹見町匹見イ1208

説明者 氏名 _____

短期入所[益田市立特別養護老人ホームもみじの里]
私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、
短期入所サービスの提供開始に同意しました。

令和 年 月 日

利用者

住所 _____

氏名 _____